

国保税の軽減・減免

国保税の軽減

国保世帯の合計所得金額が一定金額以下の世帯は、国保税のうち均等割額が軽減されます。前年度に引き続き、平成29年度もこの基準額を引き上げて、所得の低い世帯の負担を軽減します。申請の必要はありませんが、世帯に未申告の方がいる場合は軽減の対象となりません。注意してください。

■ 7割軽減(変更なし)

被保険者の世帯所得金額の合計が33万円以下の世帯

■ 5割軽減

被保険者の世帯所得金額の合計が33万円を超え、被保険者人数×27万円+33万円以下の世帯

■ 2割軽減

被保険者の世帯所得金額の合計が33万円を超え、被保険者人数×49万円+33万円以下の世帯

国保税の減免

次の場合は申請により保険税の減免の対象となる場合があります。詳しくは問い合わせてください。

- 災害のほか特別な事情により生活が著しく困難になった場合
- 被用者保険(職場の健康保険)の加

入者本人が、後期高齢者医療制度(原則75歳から)に移行したことにより、65歳以上の被扶養者が国保に加入した場合

非自発的失業者への軽減

会社都合による解雇などで失業された方で要件を満たす場合、国保税の軽減を受けることができます。詳しくは問い合わせてください。

納付書の送付

平成29年度の国民健康保険税の納税通知書は、7月上旬に送付します。

医療費の節約に努めましょう

近年、高血圧や糖尿病などの生活習慣病が増え、医療費の増加の大きな要因となっています。国保の加入者一人ひとりが、日ごろの生活習慣を振り返り、運動や食事などに気を付け、健康の保持・増進に努めることが大切です。自身の健康づくりが、医療費全体の節約、安定した国保財政の運営へとつながっていきます。ご協力をお願いします。

特定健康診査の受診を

国保では、生活習慣病を予防するための特定健康診査や特定保健指導を行っています。国保に加入している40歳から74歳までの方に、特定健康診査受診券を5月下旬に送付します。

自身の健康管理のために、特定健康診査を受診し、生活習慣病を予防しましょう。

後発医薬品(ジェネリック医薬品)をご存じですか

「ジェネリック医薬品」は、新薬の特許期間が過ぎた後、新薬と同じ有効成分で製造した薬のことです。新薬に比べて開発費を抑えられるため、価格は新薬の3〜5割程度安くなる場合があります。

高血圧や糖尿病などで継続的に服薬している人や、複数の薬を服薬している人は、薬代を減らす効果が特に大きくなります。

使用について不安な点や疑問点があれば、医師や薬剤師に相談してください。

柔道整復師(整骨院・接骨院)を正しく利用しましょう

柔道整復施術は保険の適用とならない場合があります。受診の際には気を付けてください。

■ 保険が使える場合: 外傷性のねんざ・打撲、医師の同意のある場合の骨折や脱臼の施術

■ 保険が使えない場合: 日常生活における疲労や肩こり・腰痛など、病気(リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど)による痛み、スポーツなどによる肉体的疲労改善のための施術



臨時福祉給付金（経済対策分）

「臨時福祉給付金（経済対策分）」を対象となる方に支給します。

今回の臨時福祉給付金（経済対策分）は、消費税の引上げ（5%から8%）による影響を緩和するため、平成29年4月～平成31年9月の2年6か月分を所得の低い方に対して支給するものです。

■支給対象者

平成28年1月1日時点で羽村市の住民基本台帳に登録があり、平成28年度分の市・都民税が課税されていない方※課税されている方に扶養されている場合や生活保護の受給者である場合などは対象となりません。

■支給額

支給対象者1人につき1万5000円（支給は1回限り）

◆住民税非課税の目安

■給与所得者

区分	非課税限度額 (給与収入ベース)
単身	96万5,000円以下
夫婦	146万9,000円以下
夫婦子1人	188万円未満
夫婦子2人	232万8,000円未満

■公的年金等受給者

区分	非課税限度額 (年金収入ベース)	
単身	65歳未満	101万5,000円以下
	65歳以上	151万5,000円以下
夫婦	65歳未満	159万2,000円以下
	65歳以上	201万9,000円以下

申請方法など

5月上旬に、対象と思われる方に申請書を送付します。申請書に必要書類を添付し、次の期間に郵送または特別窓口へ持参してください。

■特別窓口

5月8日(月)～26日(金)

会場 市役所1階多目的室（受付案内横）

5月29日(月)～8月8日(火)

会場 市役所2階201会議室

■共通事項

受付時間は、午前9時～11時30分、午後1時～4時30分

※土・日曜日、祝日を除きます。ただし、5月13日(土)・14日(日)・20日(土)・21日(日)は受け付けます。

特別窓口期間の問合せ 臨時福祉給付金特別ダイヤル ☎057010061192

注意

申請書には、次の書類の提示（添付）が必要です。

- ①本人確認書類：運転免許証・パスポート・マイナンバーカード・健康保険証など

※健康保険証など、顔写真のない本人確認書類の場合は、健康保険証など

のほかにもう1点名前の記載がある書類が必要です。

- ②振込先金融機関確認書類：預金通帳またはキャッシュカード

※申請書に記載された指定の金融機関口座に振込みを希望する場合は不要です。

- ③申請者を扶養している方の住所が羽村市以外の場合は「扶養者の平成28年度非課税証明書」

※給付金は、申請書に記載された指定の金融機関口座に振り込みます。

※支給決定がされる前に亡くなった場合は支給対象となりません。

申込先・問合せ 社会福祉課庶務係 ☎112-20518601（所在地記載不要）



確認じゃ！

▲厚生労働省給付金キャラクター「カクニンジャ」

第48回羽村市文化祭説明会

10月中旬から始まる第48回羽村市文化祭の説明会を行います。

文化祭へ参加を希望する個人および団体は、必ず出席してください（出席者は各団体2人まで）。

日時 5月11日(木)午後7時～

会場 ゆとろぎ2階講座室1

※直接会場へお越しください。

問合せ ゆとろぎ ☎57010707

就学に関する説明会

平成30年度小学校就学に関する説明会を、次の通り行います。

日時 5月25日(木)午前11時～

会場 市役所2階202会議室

対象 平成30年度に小学校に就学するお子さんの保護者、保育園・幼稚園などの関係者

内容 小学校就学に関する流れ、学区について、就学相談についてなど

※直接会場へお越しください。

問合せ 教育支援課特別支援教育係 ☎373